裁判員等経験者意見交換会議事録

						***	145	٠, ١	وه ملتار/	/ П	166.		~,/\		HIJA/	J	,`			
日	時	平成	ζ3	0 年	7,	月 5	日台	F後	2 🖡	寺 O	0 :	分7	から	午	後~	4 限	50	0	分言	きで
場	所	水戸地方裁判所裁判員候補者待機室																		
出席者		司	会		小	笠原	拿	虔	泰	(裁	判'	官)								
		裁半	官		寺	澤	真	巨由	美											
		検察	客官		岩	﨑	5.	7	悟											
		弁護士		久保田				喬	喬											
		裁半]員;	経験	者	1番			女性	生 6	0 1	代	(以	下	Γ	1 番	ŧ]	と	略言	己)
		裁判]員;	経験	者	2番			男情	生 6	0 1	代	(以	下	Γ :	2 番	ŧ]	と	略言	己)
		裁判]員;	経験	者	3番			男怕	生 2	0 1	代	(以	下	Γ;	3 番	ŧ]	と	略言	己)
		裁判]員;	経験	者	4番			男怕	生 2	0 1	代	(以	下	Γ⊿	4 番	¥]	と	略言	己)
		裁判]員;	経験	者	5番			男怕	生 2	0 1	代	(以	下	L i	5 番	ŧ]	と	略言	己)
		補充	裁	判員	経	験者	6 智	F	女忙	生 6	0 1	代	(以	下	Γ (6	Ź]	と	略言	己)
		裁半]員;	経験	:者	7番			男怕	生 6	0 1	代	(以	下	Γ′	7	Ź]	と	略言	己)
		裁判]員;	経験	者	8番			男怕	生 3	0 1	代	(以	下	Γ 8	8 番	ŧ]	と	略言	己)
		報道	関	係者		茨城	新聞	뒤,	読り	壱新	聞,	, 卓	明日	新	聞,	井		通	信	
1	はじ	めに	- •		•		•		•		•	•		•	•		•	•	2	
2	裁判	員を	:経!	験し	て	の全	般的	りな	感想	想 •	•	•		•	•		•	•	3	
3	法廷	での	審:	理に	関	する	感热	想,	意見	見・	•	•		•	•		•	•	1 ()
4	評議	に関	す	る感	想,	意	見・		•		•	•		•	•		•	•	3 3	L
5	これ	から	裁	判員	にに	なら	れる	る方	·~(クメ	ツ	セー	ージ	•	•		•	•	3 5	5
6	報道	機関	か	らの	質	間•			•		•	•		•	•		•	•	3 8	3

7 最後に・・・・・・・・・・・・・・・・・40

1 はじめに

司会

司会をさせていただきます小笠原と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日は、あらかじめご案内しておりますとおり、約2時間の予定となっております。最初の1時間半ほどで私の司会で皆様のご意見を伺っていき、その後、記者の方からの質問を受けていただくという流れになっております。裁判員裁判における審理が、裁判員、補充裁判員の皆さん、これからは単に裁判員と言わせていただくこともありますが、裁判員の皆さんにとって分かりやすいものとなっているかどうか、あるいは分かりやすいものとするためにはどのような改善が必要かといった点を中心に、ご経験者の方々が裁判員裁判に参加されて感じられた事柄についてお伺いをしたいと思います。

まず始める前に、本日の会の趣旨についてご説明いたします。裁判員裁判が始まってから9年が経ちました。県民の皆様のご協力のお陰でおおむね順調に運用されていると考えておりますが、制度を長続きさせるためには、常に見直すべき点を見直し、より良いものとしていかなければなりません。そのために、実際に裁判員裁判を経験された方々の率直な感想やご意見をお伺いすることが重要であると考えています。

また、まだ裁判員候補者になっていない県民の方々から見ると、一体どういった制度なのかと、果たして自分たちはやっていけるのかといったご心配をされている方も少なくないと思います。そのような県民の皆さんに実際に裁判員や補充裁判員を経験された方の生の声をお伝えすることが、これから裁判員裁判に参加される方々の不安や負担を少なくすることに役立つのではないかと考えています。そのような二つの趣旨で、本日の機会を設けさせていただきました。

それでは早速開始させていただきますが、最初に法律家の列席者から簡単な自己 紹介をお願いいたします。順番は、検察官、弁護士、裁判官の順でお願いいたしま す。ちなみに、裁判員のご経験者の方には、最初の話題事項のところで自己紹介を 兼ねてコメントをいただこうと思っています。

検察官

水戸地方検察庁の検事の岩崎弘悟と申します。本日はよろしくお願いいたします。 私は4月から水戸地方検察庁に着任いたしまして、今は裁判員裁判を担当させてい ただいております。本日、有意義な時間に参加させていただきましたので、いろい ろ勉強させていただこうと思っています。よろしくお願いします。

弁護士

弁護士の久保田喬と申します。土浦で弁護士をしております。弁護士の経験としては6年目になりますけれども、これまで裁判員裁判は5件経験してます。一般の弁護士に比べて、多くもなく、少なくもなくといったところかと思います。今日は勉強させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

裁判官

水戸地方裁判所刑事部の部総括裁判官をしております寺澤と申します。私は,この水戸地裁は今年で2年目でございます。今日は,皆さんの貴重なご意見を伺えればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2 裁判員を経験しての全般的な感想

司会

では、話題事項に入っていきたいと思います。お手元に話題事項という紙があるかと思いますが、まず、裁判員を経験されての大まかな感想を伺って、2番目に、法廷での審理についてのご意見、ご感想、そして3番目に、評議についてのご意見、ご感想を伺った後に、最後に、これから裁判員をおやりになられる方に対して、皆様方からのメッセージをいただければと思っております。

まず最初に、裁判員をご体験されての大まかな感想、印象といったもの、何でも 結構ですのでお話いただければと思います。事件の特色もありますので、何番さん の事件はこういう事件でしたということについて、まず私の方からご説明をした上 で、皆さんにマイクを回していきたいと思っています。

まず1番さんの事件です。1番さんの事件は、外国人の被告人2名が犯したとされる二つの事件です。1件目は、中学生を身代金目的で連れ去ろうと計画し、監禁場所の下見などを行ったという身の代金拐取予備罪の事案です。この事件では、被告人たちが行ったさまざまな行為が連れ去り目的に基づくものといえるかどうかが問題になりました。

次に2件目は、被告人たちが知人の人を連れ去ろうと考えて、暴行、脅迫を加えて財布を奪い、けがを負わせたが、連れ去りには失敗したというふうに起訴された、逮捕、営利略取未遂、強盗致傷の事案です。この事案では、暴行、脅迫の内容、被告人たちの強盗目的の有無、財布を奪ったといえるかどうかが問題になりました。それでは1番さん、お願いいたします。

1番

本当に何も分からない,法律ですか,そういう詳しい,本当に分からない普通の 主婦で,こんな大それたことができるのかしらと思ってました。それで,どうしよ うか迷ったんですけど,せっかくのチャンスなので,挑戦してみようという軽い気 持ちでお受けしたんですけど,やって,終わってみて,すごく勉強になったし,良 かったと思います。

裁判自体は、外国の方なので、何て言うんだろう、言葉ですね、そうでなくても 初めてで、どういうことなのか分からなかったのに、ますます分かりづらくって、 最初は、これできるのかと思ったんですけど、裁判官がその日の検察官や弁護人が お話してくださったことをよく噛んで、私たちに分かるように説明してくださった ので、日に日に、だんだん自信じゃないですけど、やっていけるかなということで、 最後まで務めさせていただきました。

それで、裁判員の守秘義務ですね。やってる最中は皆さんにお話することができなかったので、お話しなかったんですけど、終わってから、よくやったねって言われるんですけど、自分でも本当によくっていうか、できたのは、裁判長がすごく皆

様のことを、こういうことはどうですかと細かく切って、長く皆さんにまとめて聞くんじゃなくて、そのこと、ことに切って聞いてくださったので、私たちも答えやすかったし、良かったと思います。

司会

ありがとうございました。それでは、次に2番さんの事件、ご紹介いたします。 2番さんの事件は、ホテルに宿泊していた被告人が、強姦目的で、ホテルの女性用 浴場、脱衣場で女性に暴行を加え、強姦は未遂に終わったものの、その女性にけが を負わせたとされて起訴された強姦致傷の事案と、その女性が置き去りにしたスマ ートフォンなどを自分の部屋、被告人の部屋に持ち去ったとされている窃盗の事案 です。

この事件では、被告人が女性に暴行を加えたか。また、強姦目的があったと言えるか、そして窃盗罪の成否に絡んで、スマートフォンを持ち去った目的などが問題になったほか、被告人の責任能力も争点となりました。それでは2番さん、よろしくお願いします。

2番

全体的な感想ということですが、本当に初めての、皆さん初めてなんですが、裁判長をはじめ、裁判官の皆さんが本当に親切に教えていただいて、裁判ができたっていうような感想を持ってます。本当に全てが初めての経験ですので、それが全てなのかなと思ってます。これ2度、3度やると、あ、ここが違う、あそこが違うっていうのが理解できると思うんですが、全て初めてですので、そんなものなのかなと思ってます。今1番さんが言ってたように、本当に裁判員裁判っていう制度を知ってから、どういうものかっていう興味は持ってたんですが、実際にやってみて、本当にいろんな面で法律の、例えば今回の窃盗だったんですが、窃盗罪というのはどういうものかっていうものを説明していただいて、窃盗罪というのはこういうものだっていう内容を知りましたし、そういう面では、本当に勉強になったなと思ってます。また後ほど、細かい質問があるんで、そちらの方とダブるものがあると思

いますので、以上で終わりにします。

司会

ありがとうございました。それでは、次に3番さんの事件です。3番さんの事件は、自動車を運転していた被告人が、信号交差点の赤信号をことさらに無視して直進し、青信号で自転車横断帯を横断していた中学生に自分の車を衝突させたという危険運転致死の事案と、別の機会の無免許運転の事案です。危険運転致死の事件について、被告人が赤信号をことさらに無視したといえるかどうかが争点でした。それでは、3番さん、お願いします。

3番

全般的な感想としまして、裁判員として参加する前に、候補者として選ばれた際に私、職場の方でいろいろありまして、それでも職場の理解があって、やっと裁判員として参加させていただくことができたんですけど、この事件に関しましては、人が亡くなってしまっている事件なので、重い、不安な面がかなりありまして、それでも、裁判を進めていく中で、裁判に関わっている皆さんが分かりやすく、裁判を進めていただいていたので、私としては、不安も少なくなって、自分が納得できる形で裁判の方が進められたのかなと思いました。

司会

ありがとうございました。それでは、次に4番さんのご担当された事件をご説明します。4番さんが担当された事件は、二人の被告人が知人と共謀して、運搬中のパチンコ景品交換用現金を奪い取ろうと考えて、景品交換所やパチンコ店の従業員3名に暴行を加えて現金を奪い、その従業員3名にけがを負わせたとされている強盗致傷の事案です。この事件では、奪われた現金の金額に争いがありました。それでは4番さん、お願いします。

4番

僕の会社も、裁判員に選ばれたということを報告したら、快く、じゃあ行って来いって感じで、裁判員として約2週間ほど担当させていただきました。最初に持っ

ていた裁判員裁判のイメージなんですけども、皆さん、初めての経験の方ばかりだったんですけど、持ってたイメージは、経験をしていなくても、裁判の形式であったりとか、あとは、どういうふうな決め方をするのか知ってる方がいると思っていたんですけども、僕と同じように、全く裁判にも行ったことないし、決め方も分からないし、どうやって進んでいけばいいんだろうねっていう方たちばかりで、やりやすい環境であったかなと思います。事件の行程が進むに連れて、どんどん気持ちが重くなっていくのかなっていうイメージはあったんですけれども、合間、合間に裁判長だったりとか、周りの皆さんが声を掛けてくれて、終始、和やかなというか、進みやすい雰囲気作りはできていたかなと思います。進め方も分からなかったんですけども、事件によって刑期の重さが違うことであったりとか、あとは、段取りをしっかりしてくださったおかげで、内容も把握しながら裁判を進められたので、終始、理解しながら、自分の意見も述べやすい環境の中、最後まで進められたかなと思います。

司会

どうもありがとうございました。それでは、次に5番さん、6番さんがご担当された事件についてご紹介いたします。5番さん、6番さんが担当された事件は、被告人が、同居していた姉の行動に腹を立てて、お姉さんの髪の毛を引っ張り、拳やハードカバーの書籍などで頭を殴るなどして、姉を急性硬膜下血腫により死亡させたという傷害致死の事案です。この事件では、被告人の暴行が原因で、被害者が急性硬膜下血腫で死亡したといえるか、法的には因果関係と言いますが、その点が争点となりました。また、被告人側からは、そもそも被害者の頭などの損傷の一部は、被告人の暴行によっては生じていないという主張も出ていたようです。それではまず、5番さんからお願いいたします。

5番

当時の感想ですが、まず最初に、この全般を通して何が一番緊張したかと言いますと、一番最初の候補の封筒をもらった瞬間が一番緊張しました。一番最初のとき

って封筒が、確か水戸地方裁判所か、最高裁判所っていう宛名から来るんですけど、何でってなるんですね。あの瞬間が私は一番緊張したなと思って。でも、この話を したら、他の方も共感をされていたので、できれば封筒に裁判員とか、その一言が あるとうれしいなっていうのは、今になっての感想です。

内容を通しての感想ですが、私も他の方々同様、初めてですので、正直、裁判員は何をやるんだろうっていうところから入ってまして、ネットで検索して、ああ、こういう感じなんだと思いつつ、全然分からなかったです。実際、参加してみて、最初に皆さん集まったときに、裁判長から、こういう感じでやっていきますっていう案内があり、じゃあ、いきますっていう、ちょっと早かったなと思って。全般の流れが、正直分からなかったので、一番最初に何をするのかイメージできないまま、そのまま始まってしまったなっていうのが私の感想です。ただ、本当に、非常に親切に、すごい気遣っていただいてたなっていうのも感じています。

あと、もう一つ、経験者の感想なんですが、もし仮に、またこのような裁判員を やるような機会があったら、また、是非やってみたいなと思ってます。私、もちろ んやったことなかったですし、やってみて、うまく伝えられないのですが、是非他 の方にもやっていただきたいなっていう思いがあります。変な話なんですが、これ をまだやったことのない方々がやれば、犯罪率が減るんじゃないかなっていうよう な、感想を抱いてます。

司会

ありがとうございました。それでは、引き続き 6 番さん、お願いいたします。 6 番

去年の10月に経験させていただきまして、自分では、とてもいい経験だと思っております。最初、こんなにハードルが高くて、こんなど素人の私にできるわけがないじゃないかって勝手に思ってましたけど、裁判長さんはじめ、本当に皆さんに、柔らかな雰囲気を作っていただきまして、どうにか一緒に、無事に終わりまでやらせていただいて、本当にいい経験になったと思っております。

経緯の中で、あるときに、被告人のお姉様がいらして、判決のときだったでしょうか。階段の踊り場で出くわしてしまいまして、本当に、私情を絡んじゃいけないと思うんですけども、それがもう頭の中から離れなくて、自分が意見を言うときに涙声になってしまいまして、こんなことじゃ駄目だなと思って、もっと強く意見を言うべきだったなと思いまして、でも、それは自分が本当に未熟って言うんですか、もっと熟知してれば、もっとましな意見を言えたんじゃないかな、なんてことばかり思いまして、何かちまたの事件でも何でも、今までよりも、何でこういうプロセスを経て、こういうことになったのかなって深く考えるようになりまして、本当に自分にはプラスの経験だったと思っております。何事も私をご指導していただきました、寺澤裁判長やら、他のお二人の裁判官の方によくしていただきまして、本当に私はうれしかったです。ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。それでは7番さん、8番さんの事件についてご説明いたします。7番さん、8番さんが担当された事件は、現金を奪い取ろうと考えた被告人が、駅前付近の路上で、通行人の被害者に包丁を突き付けたりして、被害者に加療約1週間のけがを負わせましたが、被害者は周囲に助けを求めたため、強盗は未遂に終わったという強盗致傷の事案です。この事件の被告人は精神障害の患者で、責任能力が問題となりました。それでは、まず7番さんからお願いいたします。

7番

5番さんが言ってたように、最初に自分にこの案内が来たときには、びっくりしたというのが第一印象で、本当にこういうことがあるんだと思いました。裁判員になる前は、法律関係の記事は見出しを見て、それで中まで読まないっていう程度のことだったんですけど、裁判員を経験してからは、裁判はもちろんのこと、法律関係の記事は隈無く読むようになりまして、とても興味を持って、全部内容を見るようになりました。それはとても良いことで、皆こういうふうにもっと興味を持ってっていうか、詳しく、興味を持って、関心を持っていくことになっていったらいい

と思います。そのためには、この裁判員制度は、僕にとってはとても有意義だった と思います。

私が担当した事件は、精神障害という精神の問題を抱えている事件だったんで、とても分かりにくいんですよね。どこまで信用していいのかと言うか、判断がとても難しかった事件だったと思います。それから、普段、我々の生活では、憶測とか、推測とか、思い込みとかがついつい入ってしまって、いろいろ考えてしまうんですけれども、裁判においては合理的に考えることがとても大事なわけで、それが、なかなか最初は分からないと。合理的に考えることは、具体的にどういうことなのかが段々分かってきましたけれども、もっと早い段階で理解できたら、もっと判断が早く、深くできたんじゃないかなと思いました。

司会

ありがとうございました。それでは8番さん、お願いいたします。

8番

選ばれるまで、どういった事件なのか不安はあったんですけれども、強盗致傷って、自分の中では、殺人事件よりはっていう思いで安易に考えてたんですけど、実際、さっき7番さんが言ったとおり、被告人が精神障害を抱えていたということで、裁判を進めていく中で、自分の中で、精神障害がどういうものなのかを整理するのに時間が掛かったなと思ってます。自分の思ってたよりも難しい裁判だという感想です。

3 法廷での審理に関する感想,意見

司会

ありがとうございました。それでは、いろんな感想を述べていただきましたので、 今回は法廷の中での審理。中でも冒頭陳述、それと証拠調べ、論告弁論の三つについて良かった点、また、改善を要するとお感じになった点について、お話を伺えればと思っています。基本的には、まず冒頭陳述のところについてお一人ずつお話を伺った後、次に証拠調べについて、皆さんのコメントをいただき、最後に論告弁論 について、それぞれお話をいただければと思っています。ただ、全てまとめてお話 したいという方もいらっしゃるかと思いますので、そういう方は、まとめてお話し いただいても結構です。それではまた、1番さんからお話をお伺いしたいと思いま すので、よろしくお願いいたします。

1番

何も分からない、真っ白な状態で、この冒頭陳述っていうんですか、聞いたときは、どういうふうに進んでいくのかなとか、いろいろ考えたんですけど、もちろん分からなかったですけど、1日、2日って日にちが経っていくうちに、自分の考えていることが、段々まとまってきて、それで評議のとき、また皆さんで、裁判長からどうですかって聞かれたとき、ああ、なるほど、自分はそういうふうに思うんだけど、他の方はこういうふうなのかって、いろいろと頭の中で整理がつくようになりました。やっぱり冒頭陳述のときは分からなかったです。その事件の内容は何となく分かったんですけど。

司会

2番さん、お願いします。

2番

検察官の冒頭陳述なんですが、いろいろ文書を見ながら冒頭陳述聞いてたんですが、内容的には、何とか分かるような気がしました。あと、弁護人の冒頭陳述なんですが、弁護人の方が最終的に、精神薄弱なんで、刑期を軽くしてほしいような文面が載ってた記憶があるんですが、ああ、やっぱり弁護人の方も罪を認めてるのだなっていうイメージは受けてました。そういう内容的なものを、冒頭陳述のときには感じてました。

司会

検察官と弁護人がそれぞれ争点について、この事実があったか、なかったかで、 勝負が、変わり目が決まるんだなとか、その辺のところは冒頭陳述で把握すること はできたんでしょうか。

2番

いや。そこまでの認識は持ってなかったと思います。本当に冒頭陳述そのものが どういうものかも知らないで、法廷に出てたもんですから、冒頭陳述、検察官が、 いろいろ事件について調査をして、調べて、証拠なんかもつきとめて、そういう事 件だったからこういう刑にしますっていうような、事件の内容の説明をしてくれた んで、何とか多少は事件の内容そのものが理解できたかなとは思ってます。さっき も言ったように、それでどうこうっていうことはなかったですけど、ただ、事件の 内容そのものを理解するのに、結構分かったような気はしてました。

司会

ありがとうございます。それでは次、3番さん、お願いします。

3番

冒頭陳述についてですが、事件の内容は危険運転致死ということで、内容としては比較的分かりやすかったので大丈夫だったんですけど、争点としている、危険運転致死が成立するかどうかっていうところで、信号をことさらに無視するかどうかって、それって人間の内面的なものかなと思って、最初はどうやって決めるんだみたいな、不思議というか、すごい不安があって、これからどうするんだというのが、冒頭陳述のときに受けた印象でした。

司会

ありがとうございました。それでは次、4番さん、お願いします。

4番

冒頭陳述のときですが、最初、とりあえず入っていって、裁判をする場所の空間の把握ぐらいしか、正直入って来なくて、どういった事件で、どこが争点になるとかっていうのはそのときには分からずに、その後、後ろの部屋で、この事件はここが争点となっていて、弁護人と検察官の意見はこういうことですよって、裁判長がおっしゃってくれて、そこを考えながら進めていけばいいんだという感想を持ちました。最初の事件、最初に話合いをする場に入っていったときはもう、そんな深く

考えずに入っていって、弁護人と検察官の話を聞いて、聞いてるだけになってしまったという印象です。

司会

ありがとうございました。それでは、次に5番さん、お願いします。

5番

冒頭陳述なのですが、他の方もおっしゃってるように、とりあえず事件の内容の 把握ができたっていうのが正直な感想だと思います。ただ、検察官の、事件の内容 の把握もそうですし、どんな事件で、検察官は最初に、主張を言われる前に陳述メ モを配ってくださっていまして、それで今、話してるのは第何章のどこら辺ですっ ていう感じで、細かく区切って、ゆっくり丁寧に言っていただいたので、非常に内 容もスッて分かりやすかったのと、あと、主張が何かっていうのが非常に分かりや すかったです。かなり気を遣っていただいてるなっていうのは感じました。先ほど 小笠原さんがおっしゃったように、争点はどこかっていうのは、正直、分からなか ったです。というのは、一番最初に検察官の主張のみを聞いてたので、弁護人の主 張はどんなものかを聞いていないので、まずは事件の内容の把握っていうのが、正 直、それができたっていうよりは、それしかできなかったというのが感想です。

司会

ありがとうございました。それでは6番さん、お願いします。

6番

もう本当に緊張のしっぱなしで、果たして何をおっしゃって、自分の頭に入るかどうかって、とても不安でしたけども、本当に分かりやすくご説明いただいたというか、陳述していただきまして、それよりも、このことに対しまして、私なりの考えを一生懸命膨らまして、できる限り理解して、一生懸命進ませていただきたいと思いまして、本当に緊張で、ようやく聞いていたような感じで、最初の雰囲気って言うんですか、それの志っていうか、それをいただきまして、頑張れたような気持ちでおります。

司会

ありがとうございました。では7番さん、お願いします。

7番

初めての経験なんで、ただ聞き流してしまった印象ですね。だから、何も残ってないっていう感じでした。今考えると、検察官が何が言いたいのかと、もっとこっちから聞こうという態度、何を言いたいのかっていうことを探ろうっていう態度を持って聞いてたら、検察官は何を言いたいのか、弁護人は何をポイントにしたいのかを、もっと身を入れて聞いてたら、もっと違ったかもしれないなとは思います。司会

ありがとうございました。では8番さん、お願いします。

8番

検察官が作ってくれた冒頭陳述メモがありまして、こちらは1枚にまとまってて、カラーで非常に見やすかった印象がありました。それと、弁護人の冒頭陳述の話し方のスピードも、ゆっくりで非常に分かりやすかったと思います。でも、なかなか争点は、1回では分からなかった印象もあります。

司会

ありがとうございました。それでは次に、証拠調べに移らせていただきます。話題事項のペーパーには、着眼点として証拠書類と、あと証人尋問、被告人質問に分けて、いろいろ書かせていただきました。皆さんが審理を見聞きしていただいて、特に良いと感じた点、今後、改善してほしいなと感じた点について述べていただければと思います。それでは1番さんお願いします。

1番

外国の方なので、通訳の方がついてたんですね。その通訳の方が1日目と2日目が違ったんです。それで、通訳が分かりにくい方もいまして、なかなか難しいところがありました。でも、弁護人の方がすごく分かりやすくて丁寧なメモか何かをくださいまして、それを読んで結構分かったところがありました。感想なんですけど、

なかなか外国の方の通訳も、ベテランの方をお願いしているんでしょうけども、通 訳では分かりづらいところがありました。

司会

証拠調べについてコメントはありますか。

1番

証拠調べですか。それは、すごく詳しく、あ、なるほどと。こんなふうにやるんだと思いました。随分詳しかったと思います。え、こんなところまでやるんだって。 その証拠に対しても、その見方、いろいろあるんだなと勉強になりました。すごくいろんな面から証拠を見た気がします。

司会

ありがとうございます。弁護人のくれたものって多分、弁論要旨ですかね。

1番

そうです。あれ,すごく良かったです。

司会

1番さんが担当された事件は、中国の人たちの事件で、通訳があったわけですね。

1番

そうです。

司会

それでは次,2番さん,お願いいたします。

2番

証拠調べの件なんですが、検察官、弁護人と、いろいろな証拠を出していただいて、それが本当か間違いないかを皆さん、裁判長をはじめ裁判員の方といろいろ議論をして、一つ一つ、本当にこと細かに、証拠の書類を見た記憶があります。人の罪を決めるわけですから、本当に細かく調べてたっていうか、調査してた記憶が残ってます。また、一つ、当時、これは裁判長にもお話したんですが、精神鑑定をした先生も証人で立っていただいたんですが、精神鑑定をする中で、鑑定をする先生

が、全て事件の内容を把握した上で鑑定をしてたもんですから、私の考えでは、真っさらな状態、人間がもう何も知らない、例えば人間ドックで、どこが悪い、ここが悪いって調べるのであれば、そうなのかなと思ってたんですが、全て事件の内容をその先生に話した上で鑑定をして、最終的に、事件当時こうだったから、一概にはそう言えないっていう文面が最後についてたもんですから、今の精神鑑定ってこういうものなのかなっていうような感想になってます。

司会

ありがとうございました。それでは、次に3番さん、お願いいたします。

3番

証拠調べについてなんですが、映像とか、分かりやすい地図とかがあって、事件の内容については、かなり分かりやすかったんですけど、供述調書とか捜査報告書を朗読するところがあって、恐らくそういう書類的なものって多分、目で見て、じっくり読んで判断するものなので、難しいと思うんですけど、読み上げて分かりやすいような、その場で判断が分かるような資料を別に作っていただけると、分かりやすかったのかなと思ったところです。証人尋問とか被告人質問については、その場で、流れで過ごしてしまったところがあるんですけど、振り返ってみると、こうしとけば良かったな、ああしとけば良かったなみたいなのがあったので、前もって、何となく雰囲気が分かれば良かったのかなと思ったところです。

司会

雰囲気が分かればっていうのは、審理の予定とか、そういったところがもっと分かっていればというところでしょうか。

3番

そうですね。

司会

ありがとうございました。

2番

一つ,気が付いた点があったんですが,被害者の尋問ですか,その中で,今回強姦致傷罪でしたんで,被害者が女性の方だったんですよね。証言台に立って,泣きながら証言をしている様子を見て,本当に女性の方,大変だなと。こういう,強姦致傷罪を訴えるのは大変だなっていう気もしてました。そんな中で,検察官の方の質問が,体の部分の用語部分を,あれだけ強く答えないといけないのかなっていう気はしてたんですが。例えば,中で,今お話しますけど,男性のあれが私のところに触ったとか,あれって何ですかって細かく質問してたんで,そこまでしないといけないのかなっていう,逆に,今さら裁判長に質問したいんですが,そのぐらいまで厳しく言葉を言わないとまずいんですか。なかなか,若い女性だと言いづらいこともあると思うんですが,どうなんでしょうか。今,疑問に思ったので,質問させていただきました。

司会

一般的には、事実に争いがあると、その辺については、言いにくいところもあるんですが、そこは証言していただかないといけない面もあったりはします。そこは心苦しいところではあるんですが、事実の解明とか、被告人が本当に事件を起こしたと言えるのかどうかというところの判断のためには、必要なときも、ときにはあるということになります。

2番

ありがとうございます。

司会

では、4番さんよろしいでしょうか。

4番

証拠調べですが、証拠調べがどんな感じだったかって、うろ覚えなところもある んですけれども、証拠書類は確か、裁判員側に全てあったわけじゃなくて、検察官 と、あとは被告人との、裁判員以外の人たちだけで共有してたものとかもあったん じゃないかなというところで、詳しいところまでは理解できてないところはあった かなと思います。検察官や弁護人が、被告人や被害者に質問をしていた場面があったんですけども、どういう意図があってこの質問をしているのか分からなかったので、質問の意図まで、裁判員も理解できれば、ここが裁判の争う部分を確認してるんだなって理解できたかなと思いました。

司会

ありがとうございました。それでは、次に5番さん、お願いいたします。

5番

証拠調べですが、すいません、正直、私もうろ覚えでして、確か捜査報告書では、その事件現場にあったものがどういったものかというのも、最初、裁判員の方に近場にあった本とか、そういったものがずらずらっと、確か27項目ぐらいのものがリストにあって、それが、文書でこういったものですっていうのがずらずらっとあって、その捜査報告書の中に、確か写真つきで説明されていたと記憶してます。正直と言いますか、なかなか、写真も裁判員の手元のメモにあったらよかったなと思ったんですが、確かそれがなかったと思うので、なかなか記憶に定着しづらかったです。あと、供述調書のところも、他の方が、おっしゃったように、朗読と言いますか、確か検察官が、ぱらぱらっと二、三分話されていた記憶で、なかなか記憶に定着しづらかったです。

証人尋問と被告人質問なんですが、感想が難しくて、被告人に対して、弁護人と 検察官がいろいろ質問されてたなって、こういった質問意図があるんだろうなって いうのは勝手に推測できたんですが、被告人の回答が的を射ているのか、射てない のか、結局、何が言いたかったのかよく分からなかったというような印象がありま す。そんな記憶ですので、検察官も、弁護人も苦労されてるなというのが正直な感 想です。

司会

ありがとうございました。それでは6番さん、お願いいたします。

6番

私は資料的には、十分だったように思います。私、資料を見るのが精一杯で、どんなふうにして、これを理解して先に進んだらよいのか、もうドキドキしながらいたんですけども、カラーのお写真とか、いろいろその中にありましたけど、その前に、こういう写真が今度出ますよとか、本当にアドバイス的にメモしていただいたり、とても、それは分かりやすかったって言いますか、本当に理想的だと思っております。その罪のこともいろいろ考えまして、どこまで私ついていけるかと思いまして、必死で、お写真なり資料なりを理解していくのが精一杯で、そういうことで、思っていた次第でございます。後になっても、冷静に考えまして、私たちの同じグループと言いますか、ご一緒していただいた方が、皆さん本当に理路整然と素晴らしいご意見ばかりで、本当に自分が一番落ちこぼれで、ああ、これできるのかと思いましたけども、本当に、それは皆さんのご意見なり何なりで、それもお役に立たせていただいた次第で、またがんばろうと思っておりました。

司会

ありがとうございました。それでは7番さん、お願いします。

7番

証拠と言っても結局、行動の確認とか、主張の確認とかになると思うんですけど、被告人は精神障害なんで、はっきりとイエス、ノーって言ってこないわけですよね。ですから、なかなか分かりづらくて、どう判断していいか。結局、精神鑑定をして、精神科のお医者さんの言葉をいろいろ聞くわけですけど、それも、幾ら先生だと言っても、これは黒、これは白っていうふうにはっきりと断定することができないようなことをいろいろと推測したり、考えたりして、判断していくわけなんで、とても分かりづらいっていうか、とても難しかったです。

司会

ありがとうございました。それでは8番さん、お願いします。

8番

証拠調べの方なんですけど、資料等は十分だったかなとは思ってます。ただ、担

当した事件が、とある駅周辺の事件だったので、自分でも、その駅周辺の地図とか 写真を、もうちょっと出してもらえれば良かったかなと思っています。

司会

ありがとうございました。それでは次に、論告弁論についてお伺いしたいと思います。それではまた1番さんからお願いいたします。

1番

検察官とか弁護人がお話してくださるのを、その場ですぐに自分の頭の中でまとめることはできなかったんですけど、評議のときになって、皆さんの意見を聞いたり、あ、そうか、自分はじゃあ、それはこういうふうに思うんだっていうふうに、なかなかすぐピンとこないので、私自身が分かりにくかったんですけど、すごく、先ほど、どなたかもお話してくださいましたけど、メモとか冒頭陳述の要旨とか、分かりやすいように、よくできていたんだと思います。ただ私自身が理解ができなくって、メモも、もうちょっと裁判中にポイント、ポイントを押さえて書いておけば、後ですごくよかったかなという反省がありました。なので、検察官とか、弁護人は、よく分かりやすいようには話してくださっていたんだと思います。

司会

ありがとうございました。それでは2番さん、お願いいたします。

2番

論告弁論なんですが、記憶にないんですよね。全く記憶には残ってないんですが、 最終的な、いろいろ法廷で証人尋問等で証拠に基づいて論告求刑があったと思うん ですが、そのときにはもうほとんど審理が終わって、弁護人、検察官の意見を述べ る場面だったと思うんですが、あまり記憶に残ってないですね。ただ、先ほど言い 忘れたんですが、証拠書類の中でDNA鑑定もありましたけれども、そういったD NA鑑定の方法とか仕方とか、鑑定結果の1から15までの数字が被告人と被害者 のDNAしか出てないっていうような、本当に今の科学的な捜査っていうか、すご いなっていう印象が残ってます。論告の場合には、ある程度裁判やってきた中で、 最終的な言い分っていうか、双方の、弁護人と検察官の最終的な結論みたいな面だったなっていう、結局、刑を決める上での要点っていうか、争点っていうか、そういうものを話したような記憶があるんですが、結構細かくできてたなっていう気はしてます。

司会

ありがとうございました。それでは3番さん、お願いします。

3番

論告弁論についてなんですが、今までの裁判の流れとかを、かなり分かりやすく、 どちらもまとめていて、あ、そういうことだったんだなっていう理解は、改めて確 認できて、すごい良かったんですけど、検察官の方がかなり情報量があって、それ 以降の評議とかにも詳しく、移れて良かったなと思っています。弁護人の方がざっ くばらんとしてて、何とも、資料として詳細に欠けてたなっていうのが、今となっ ての感想でした。

司会

ありがとうございました。それでは、次に4番さん、お願いいたします。

4番

まず、論告メモですが、後で振り返ってみて、事実関係だったりとか、情状関係がこういうポイントがあるから、私たちは求刑これぐらいっていうような感じで、 後から見ても、分かりやすいようなメモにまとまっていたので、良かったなと思います。

弁護人ですが、二人加害者がいたので、それぞれのまとめ方が違ったりして、もちろん後から見たときに、ぱっと見て分かりやすかったかと言えば、違うかなというふうな印象を持ちました。弁護人も、私たちがこういうことがあったので、これぐらいの刑にしてほしいですっていうような、メモを1枚にまとめてもらえると、後で振り返ったときに、裁判員側も見やすいのかなと思いました。

司会

もうちょっと一覧性が、弁護人の書面にあった方がよかったかなと、そういうご 指摘でしょうか。

4番

そうです。

司会

3番さんのご意見でも、弁護人の書面が、弁論が詳細さに欠けていたというコメントがございましたが、もっと説明が欲しかったみたいなところは何かあったんでしょうか。

3番

一応、要点としては押さえられてたと思うんですけど、結構飛躍があったというか、何というか、自分で納得できるような内容じゃなかったっていうのが一言。 司会

ありがとうございました。それでは、次に5番さんのコメントをいただければと 思います。

5番

論告メモについて、まず検察官の方から申し上げますと、検察官の方が、最初に 論告メモっていうのを、ぱらの1枚を渡していただいて、これはこうなのでこうで す、こうですって言って、最終的に求刑、これぐらいが妥当だと、このぐらいの求 刑をしますっていうふうに、非常に分かりやすかったなっていうのが印象に残って ます。

弁護人に関してですが、弁護人が最初に話されていまして、話し終わった後に弁 論メモが出てきました。正直申し上げますと、話されてる量も結構多かったので、 私もメモを取りながら聞いているのですが、全部を取れるわけでもなく、一番最初 に弁論メモをいただいて、そこに書き加えるようにしたかったというのが感想です。

論告メモの内容についてですが、先ほど、3番さんの方かな、情報量の差があるなっていうような話があったと思うんですが、検察官は、私が担当したのは傷害致

死でして、亡くなっているんですが、ご遺体の状況から、こういったのとかがあっただろうっていうので、最終的に求刑何年となっている一方、弁論メモには、一応傷の状況に触れてるのですが、話に無理があるんじゃないかなっていうのが正直な感想です。論点としてましては、検察官は、被告人が殴ったから亡くなったんだ。一方、殴ったことには関係ないっていうのが弁護人の主張なんですが、その主張に無理があるって言いますか、かなり苦しいと言いますか、というのが正直な感想です。検察官の持ってる情報量と、弁護人が持ってる情報量の差はあるのかなっていうのを思ったりもしました。

司会

ありがとうございました。それでは6番さん、お願いいたします。

6番

本当にこれは妥当な煮詰めたお考えで、もっともだと思います。いろいろな詳細なプロセスやら、本人たちの気持ちやらっていうものが、もちろんそれに書いてありましたけど、その中に被害者さんの昔、美容室やってらしたときの家賃って言いますか、テナント料って言いますか、120万ってあったんですね。その裁判員の方たちと顔を見合わせて、本当にこんなにおっしゃったのかしら、それとも、常識では考えられないような値段で、でも、本人がおっしゃったのなら、そういうことが明記してあると思うんですけども、素人にはすごい資料だっていうように私は受けましたね。自分のことに、そういう人の精神状態なり、いろいろなことで、そういうことを教えたのかもしれませんけど、そうおっしゃって、そのままに資料になさったのか、それ以上は、本当に120万なんですかっていうような、そこまでもいかなかったのか何か、ええ、こういうこともあるんですかねって、本当に正直言ってびっくりもしました。でも、本当に私たちには分からないようなもろもろの細部に、そういうのは把握できませんけど、この資料に基づいて私が何を申し上げて、どうにかしたらいいのかって本当に悩みまして、そういう専門性に、私は分かりませんけど、それでも一生懸命理解しようと思って私なりに弁護人に言ったところで

す。

司会

ありがとうございました。今のは、弁護人の弁論のメモにそういう120万って いうような記載があったっていうことでしょうか。証拠品のですか。

6番

そうですね。

司会

弁論のメモにあったってことですか。

6番

はい。

司会

分かりました。ありがとうございます。それでは7番さん,お願いいたします。 7番

主張に限って、何か問題があったわけじゃないので、論告も弁論も特に問題ないと思いますが。

司会

ありがとうございます。では8番さん、お願いします。

8番

論告の方なんですけど、弁護人の弁論の方で、弁論要旨メモのほかに、精神障害が与えた影響という形で、別紙の方で資料でいただいたので、こちらの方が分かりやすかったという印象がありました。

司会

ありがとうございました。それでは、これまでいろんなご意見が出ましたが、今までの審理についてのご意見を踏まえて、検察官、それと弁護士の方で、ご経験者の方に聞いてみたいことですとか、感想はございますでしょうか。それでは、岩崎検事から、よろしいでしょうか。

検察官

岩崎です。貴重なご意見、ありがとうございました。まず、率直に伺っていまして、まず冒頭陳述についての皆様の感想がとても印象的でした。裁判員を初めてされて、初めて法廷に来られて、最初に起訴状朗読というのを検察官がするんですが、その後に、冒頭陳述でこういったことがあったんですっていうのを検察官が説明、大体15分から10分かけてやるんですが、こちらの皆様も、もうほとんどの方の感想が、そこで、まだあまり何をするか分からない状態で入って、事件の内容は何となく分かるけども、その後、どこが対立をしていて、何を判断していくのかというところまでは、なかなか、頭に入ってこなかったというご感想がほとんどだったというふうに感じております。

この事件を私は担当はしていないんですが、多分検察官としては、きっと冒頭陳述の中に、争点はここですっていうのは、入れてたんではないかとは思うんですけども、なかなか、そこまでは恐らく余裕もないと思いますので伝わりきれなかったんだろうなと聞いておりました。そこをどうするかというのを、これから私も考えさせていただきたいと思っております。思い起こせば、私も初めて裁判員裁判をやるときも、やる方ですら、かなり緊張しておりましたので、これで、初めてここにいらっしゃった方には、本当にこちらもかなり工夫しないと、なかなか伝わらないというふうに聞いておりました。

証拠調べのところなんですが、調書の朗読だと、言葉だけだとなかなか定着しないというふうにもなるかと思います。これは前から言われていることは確かにございまして、他の、写真だとか、場所の地図とかは、モニターに出しながら、検察官の方で説明していますけども、調書の方は、文字を出すのはなかなか難しいものでして、どうしても朗読っていうのが原則となっております。確認としましては、例えば、こういった項目について、これから朗読しますとか、そういった、少し工夫をすることで、皆さんに分かっていただければなと思っておりました。その点を少し伺いたいと思ったのは、写真だとか地図とかをモニターに表示して、検察官の方

で説明することが多いかと思うんですけども、そのモニターに写真を出してる時間 が長いんじゃないかとか、もうちょっと長く映してもらった方が分かったのになあ とか、そういったことを感じられたことが、もしあれば、お伺いしたいなと思って おります。

司会

事件によって、モニターに映すことが非常に大事な事件、写真とか、地図とか、 大事な事件もあれば、そうでもない事件があると思うんですが、いかがでしょうか。 1番

モニターにはその都度、皆さん、6人に皆1台ずつ、全部映していただいて、結構細かい、私の担当した裁判は、けがをさせた事件だったので、そのけがの状態なんかも、よく映してくださったので、よく分かったような気がします。

2番

今, 岩崎さんが言ってたように, ケース・バイ・ケースだと思うんですね。検察官が説明してるときに, 必要な部分については長くても良いとは思うんですけれども, 別に長いとか短いは, 今言ったようにケース・バイ・ケースなんで, そんなに問題ないのかなっていう気はしました。

最初の冒頭陳述のときに、裁判の方式、冒頭陳述は検察官がこういうことを述べますよ。争点はここですよ。それについてこういう、裁判員裁判をしていきますよっていうのを最初に説明してもらうと、もっと分かりやすかったと思います。裁判の方式そのものを、初めてで、全く知らないんで、こういう段階を踏んで、最終的にこういう判決を出すんだよってのが全く分からないんで、今言ってたように、冒頭陳述はこういうふうに検察官が事件の内容を説明して、争点はここですよっていう説明もありますと。その中で弁護人も、そういった冒頭陳述を聞きながら、弁護人の方は反論を言っていくわけですけども、そこを確かめながら裁判って進めますよっていう、ちょっとした細かい文面があると、もっと分かりやすかったのかなって、今、ふと思いました。

司会

では3番さん,何かございますか。

3番

映像については過不足なかったです。

4番

僕も、皆様と同じで、あまり、長くも短くもなかったかなと。ちょうどいいっていうか。そんな長く見るような内容でもなかったので、十分だなと思いました。 司会

ありがとうございました。

5番

モニターについて、特にここを改善していただきたいなっていうのは、なかったと記憶してます。 1 点、お願いじゃないんですが、 2 7 個ぐらい、捜査報告書の中でいっぱい調べてる中で、こういったものがありますっていうのがどんどん出てきたと記憶してるんですが、この冒頭陳述メモに何がひもづいてるのかを、記載していただけるといいかなと、今になったら思います。それがあると、ああ、これはここにひもづいてるんだっていうのは、記憶に定着しやすかったかなと思います。

6番

モニターは分かりやすくて、とても良かったです。でも一つ、渡していただきました資料の中に、カラーの証拠写真ですか、それ、次のページこうですよって開きましたら、私、これ大丈夫って感じで拝見しましたけども、鮮明でなかったのは、とても良いと思います。ぼやけてっていうか、モザイクまではいかないんですけど、本当にほわあんって感じでこう、あまり、ものすごく鮮明じゃなくて、それは本当に良いと思います。

7番

私が担当した事件は、別に可もなく不可もなく、問題ないと思います。ただ、もっとすごい残酷な場面なんかがあったとしたら、いろいろと表示の仕方とか、時間

とか、やり方は難しいのかもしれません。

司会

6番さんの先ほどの、ほわあんとしてよかったっていうのは、刺激の強そうな写真とか、それについてだったんでしょうか。

6番

渡していただきました資料の中に、次はこういうのが出ますよって、前もって前のページにちゃんと注意していただきまして、そして開きましたらば、鮮明の度合いって言うんですか、それが思ったよりも柔らかいって言いますか、見るに堪えないとか、そんなんじゃなくて柔らかい感じで写ってましたので、ものすごい色なり傷なりが目に入るんじゃなくて、柔らかく目に入ってきましたので、私、気が弱いのかもしれませんけど、もっとお強い方は全然、これがいいっておっしゃるかもしれませんけど、私には、その写真がちょうどいいんじゃないかって勝手に思いましたね。あまり鮮明じゃなくて、受ける度合いって言いますか、ああ、すごいなって、それが理解できるって言いますか、ああ、こういう感じだったのねって感じで、耐えられたっていうか、それは私、万人がそう思われるんじゃないでしょうけど、私の勝手な、私1人の考えなんですけども、あんまりに鮮明過ぎないで、私にはとっても良いと思えました。

司会

ありがとうございました。それでは8番さん、よろしくお願いします。

8番

証拠写真等のモニターの時間等は, 適切だったんじゃないかなと思います。

司会

久保田弁護士の方から、ご経験者の方へのご質問ですとか、ご感想、ございます でしょうか。

弁護士

まず全体的なところで、裁判員の皆さんにとって分かりやすい裁判をっていうと

ころで、より良くするための皆さんのご意見をいただきまして、本当に勉強になっております。弁護人としては裁判が開かれるまでに、事件があってすぐ弁護人として接見に行って、それから起訴されて、裁判のための準備期間が早くて半年、最長で1年とか2年とかっていうこともざらですけれども、その間、いろんな話を被告人として、ああだね、こうだねっていう話をしながら、裁判の打合せをしていくというところで、これも本当に被告人の個性とか、あるいはケースによってまちまちなんですけれども、弁護人の一つの悩みとしては、被告人がこういうこともあるんですよとか、ああいうこともあるんですよって言ってくれてるところを、でも、今回の事件の争点というのはこのあたりになるんだよと、そこは置いておいて、ここをメインに主張していきましょうよとかっていう話で、被告人本人と話をしながら進めていくっていうことになって、本当に分かりやすさっていうところと、被告人が僕らを通して言いたいことのせめぎ合いっていうことで悩むっていうことは、やっていてよくあることです。

それから、検察官と同じように、冒頭陳述について、事案の何となくのところは 分かるけども、争点はなかなか把握できませんっていうご意見が多かったことに、 私も薄々、あ、そうなのかなとは思っていたんですけど、今日、改めて伺いまして、 驚いているところなんですけれども。

でも、皆さん初めてで緊張されて入ってきて、なので、普通の皆さんはなかなか 分からないところっていうか、分かりにくいっていうふうに思ってらっしゃいます よということをその都度、裁判長から事前に言ってはいただくんですけれども、弁 護人としてはそれぞれ、じゃあ、こういうふうに分かりやすくしようとか、初めて でもここは分かってほしいから、ここを強調してみようとかっていう、それぞれに 皆、多分、努力はしてると思うんですよ。それでもなお、なかなか争点の把握まで は難しいっていうお話もあるのかなっていうところで、更に研鑽積んでいかなきゃ いけないなっていう気持ちを新たにしたところです。

それから、これは皆様への質問というところで、お答えいただければというとこ

ろなんですけど,メモのお話ですね。

冒頭陳述メモとか弁論メモ、その場で配布されるわけですよね。それを実際に検察官、弁護人がしゃべってるときに、それを見ていただきながら聞いておられると思うんですけども、その後ですね、特に冒頭陳述メモを見返すタイミングというのはあるのかお答えいただければと思います。その場で見て、後は見ないのか、あるいは、その場で見るし、後でも常に見るとか。

1番

後でも評議室に入って見ます。

2番

最初に冒頭陳述で読み上げますよね。その後,一部ずつ私たち持ってましたけれ ども,審理していく中で,何回か目は通してます。その後,何か疑問点があればそ の都度,目を通しながらやってた記憶はあります。

3番

冒頭陳述メモについては、配られて裁判中については、最初と最後に見返したということで、争点がこれでっていうのは整理してやってました。多分、裁判官も、 その日の最初には、こういうことがあって、今までの、流れのあらましを説明していただいてたと思うんですけど。

4番

冒頭陳述メモを配られるタイミングが、入った後に配られるんですけど、その話が終わった後に、後ろの控室に戻って、そのときにフィードバックをされて裁判長と一緒に確認するときと、あとは、日が経つに連れて、そのとき何をおっしゃってたかって、忘れてしまった部分があるので、それを思い出すってことで、二、三日経ったりとか、最後のときに見返して思い出すときがありました。

5番

他の方もおっしゃってるように、最初にいただいたときに見て、最後のときには、 全体の流れはこうでしたねっていうので見返しはしていました。あとは、裁判が進 んでいく中で、あれ最後はどんなことを話されていたっていうことで、裁判の間、間の休憩の際にも、ちょくちょく見返してはいたなと。その後の検察官の方、弁護人の方、終わった後に1回休憩が確か入ったんですが、そのときには必ず見て、あれ、どんなことをおっしゃってたっけかなっていうのは見てるかなと。

6番

はい。私も, ただひたすら見ておりました。必死でもう見た方がいいと思いまして, 何回も何回も見てました。

7番

しょっちゅう見ていたと思います。ただ, どれだけ深く読み取るのかっていうのは, 段々時間の経過と共に変わってくると思います。

8番

裁判中は都度、見ているようにはしていたと思います。

4 評議に関する感想, 意見

司会

ありがとうございました。では次に、評議についてお話を伺いたいと思います。皆さんがご担当された事件は、犯罪の成立などに争いがある事件ですので、争点と関連して、特に法律用語の理解が必要になった方もいらっしゃるかと思います。裁判官のメンバーもありますし、事件の内容もありますので、評議の話の進め方、事件によって様々だと思いますが、裁判官の法律用語についての説明は分かりやすかったでしょうか。また、量刑についての基本的な考え方についてもご説明があったと思いますが、その説明についてはいかがでしたでしょうか。ご意見をいただければと思います。

それでは、まず1番さんからよろしいでしょうか。

1番

私の担当した事件は二つの事件でしたので,この二つをどういうふうな経緯っていうか,やるのか判断しかねたんですけど,裁判長の方から,今までのいろいろな

事件ですか、それのスライドでいろいろ見せていただき、大体、ああ、そうか、じゃあこの事件はこれぐらいが妥当なのかなっていう1回目のあれと、それから最終的に決めるときですね。そのときまでに、裁判員の皆さんと私は意見を話し合ったりして、大体、自分なりの刑量が決まりました。

あと、法律用語の難しい言葉は、もちろん私たちは分からないですけど、裁判長さんが、私たちが聞いたことのないような難しい言葉は、きっとかみ砕いて話してくださったので、話が分からないということは、なかったと思います。

2番

法律用語に関する裁判官の説明なんですが、裁判長を褒めるわけではないですが、 本当に分かりやすかったです。本当にやさしく、細かに説明をしていただいたなっ ていう記憶はあります。

あと、量刑についてですが、この説明も、求刑が出てたのに対して、最終的な刑を決める段階について、裁判員、補充裁判員が票を入れて刑を決めるっていうような方式を取らせていただきましたけれども、例えば私たちが担当したのは、求刑が8年って出てて、一つ、窃盗罪が無罪だったんで、それから刑が減るのはもちろんなんですが、例えば、8年間のうち、裁判員の方が全員6年って言ったとしても、そこに裁判官が一人でも入ってないと6年は決定しないっていうお話だったんで、それじゃあ、裁判官の3人の中で誰か一人、裁判員の方が全てそういう気持ちを持ってても、その刑は決まらないんだなっていうふうに思いました。

司会

ありがとうございます。それでは3番さん、お願いします。

3番

法律用語に関する説明と量刑に関する説明については、大変分かりやすく、何も 問題なく理解することができました。ただ、何とも違和感を感じたのは、量刑につ いてなんですけど、前例を参考に決めてるというところなんですが、なかなか、刑 によってもまちまちだと思うんですけど、裁判員裁判が始まってあまり、事例が少 ない中で、その枠での前例で決めてるのが、何とも違和感があるようなところでした。100件、200件とか、それこそ1000件とかあれば、なかなか有意義な事例なのかなとは思うんですけど、まだ10件とか15件とかっていう間だったら、どうなのかなというところは今、当時はその流れで何とかしてたんですけど、今思い返してみると、違和感を感じたところでした。

司会

ありがとうございました。お見せした量刑の資料のデータ数が、その事件のタイプから少なかった記憶があります。

3番

そうです。

司会

少ないところがありますね。ありがとうございました。それでは4番さん,お願いいたします。

4番

まず、法律用語に関してですが、皆さんが言葉を選んで話してたと思うので、難しい言葉は特別なかったかなと思います。もし、あったとしても、理解してほしいところとかは、説明してくださったと思うんで、内容については分かりやすかったと思います。

量刑についてですが、事件名によって刑の重さが基準が違うところも説明があったので、その点と、あとは前例をもとにすり合わせて考えることができたので、分かりやすかったです。

司会

ありがとうございました。それでは5番さん、お願いいたします。

5番

法律用語に関する説明ですが、まず、分からなかったことがなかったなって感想です。他の方もおっしゃってるように、非常に意識して、意識して話されてるのか

分からないんですが、かなり気を遣っていだたいてるなっていうのは感じました。

量刑に関する裁判官の説明ですが、まず、2番さんかな、おっしゃってたように、どういった方式で量刑が決まるかっていうところの説明は非常に分かりやすかったです。ですが、前例となるっていう話、先ほどされてたんですが、正直、短時間でっていう言い方、短時間、これ見てみてくださいっていう感じで、確か見たんですが、正直、どう見ていいのか、どういう観点で見ていいのかよく分からなかったなっていうのが感想です。

司会

ありがとうございました。それでは6番さん、お願いします。

6番

専門用語の要点を詳しく教えていただきまして、理解できました。量刑に関しまして、スライドって言いますか、ずっと下から上の方に流れていくような、今までの事例が今も見せていただいたんですけど、私はあまり、その画面の移り変わりが早くて、もう少しゆっくりその画面が動いてくれたら良かったなって思っております。

司会

7番さん、お願いします。

7番

法律用語の解釈は全然問題ないと思いました。量刑なんですけども、量刑は、量 刑相場にかかわらず、全然オープンなんだよっていうことをすごく強調してて、自 由だということを言われて、何かそういうふうに言われたのは良かったんですけれ ども、でも最終的には量刑相場に収束させたいのかなというのが感想です。

8番

法律用語に関してなんですけど、裁判長以下、裁判官の方も全員説明してくださった気がします。また、量刑に関してなんですけど、実際、もうちょっと本当に、 分かったらなっていう個人的な感想もあるんですけど、前例等を踏まえれば妥当だ ったのかなと思ってます。

司会

ありがとうございました。それでは、これまでのところで何か、検察官、弁護士 の方でご意見、ご感想、もしあればお願いします。

検察官

法律用語についてなんですが、皆さん担当された事件の中では、検察官の方から、この法律用語は言い換えると何とかなんですよとか、そういったものを提示したっていうのが、もしあれば教えていただければと思います。例えば、暴行と脅迫の意味はこういうふうに言うんですよとか。

2番

検察官からの説明ということですか。それは、裁判長からはね、窃盗罪ってのは こういうもんだよっていう説明は聞きましたけれど、検察官の方の用語はこれだよ っていう説明は、何か記憶にないです。

5番

この裁判中,唯一出てきた法律用語が傷害致死なんじゃないかなと思うぐらいで, ここの傷害致死に関しては,確か裁判長の方から説明があって,検察官の方の主張 を聞いてるときに,これ何だろうっていうのはなかったと記憶してます。これは検 察官,弁護人かかわらず,この単語何だろうっていうのはなかったと記憶してます。

|5 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会

それでは最後に、これから裁判員になられる方へのメッセージをお一人ずつお伺いしたいと思います。例えば、裁判員になるのは不安だなという方へのアドバイスですとか、ご経験を踏まえて率直なご意見をいただければと思います。

1番

是非一言で、候補に選ばれたらやった方がいいよって言います。自分が日ごろ、 いろんな、小さいことでも、それからテレビ、マスコミ、いろんなことありますよ ね。そういうことに関しても、今までと違う見方って言うのか、あ、これはこうで、これがこうなんだなっていうふうな、幅が広がったような気がします。もうちょっと若いときに裁判員に選ばれていたら、私の人生もまた違っていたなと思うような節があり、是非本当に、これはいい機会だからやってちょうだいって言います。

司会

ありがとうございます。

2番

自分で経験して、分からない世界。一般の人が生活してる中で、裁判っていう制度そのものが分からないで飛び込んできた中で、裁判のやり方、本当に、罪は憎んでるけども人は憎んでないんだなっていう、裁判長をはじめ、裁判官の皆様のそういった気持ちが分かったような気がしましたので、是非、これからなられる方には、経験をしていただきたいなと思ってます。私事で申し訳ないですが、私はいろんな街づくりをやってるんですが、街づくりは人づくりなんですよね。だから、裁判員も人づくりだと思いますんで、やられる方、選ばれた方には、今見て辞退者が60から70%いるっていうような文が載ってますが、本当に、辞退するっていう人の気持ちも分からないわけではないんですが、経験に勝るものはないものですから、是非、経験させたいなと思ってます。

3番

メッセージとしましては、皆さん初めてとか、法律とか裁判とか全然詳しくない と思うんですが、そういった方の意見が重要になってくると思うので、物怖じせず、 どんどん挑戦していって、分からないところがあれば、裁判官はじめ、関係者の皆 様に聞いていただければと思います。いい経験ですので、是非参加してください。 司会

ありがとうございました。4番さん、お願いします。

4番

一言で、是非皆でやってほしいなと思いました。最初思ってる裁判員裁判のイメ

ージは、もっと堅くて分かりづらくて、もう自分は聞いてるだけっていうようなイメージを僕は持ってたんですけども、裁判長をはじめ裁判官の皆様が話しやすい雰囲気を作ってくださるし、あとは、不安を最初は皆持ってると思うので、皆、裁判についての知識もないし、その場に行けば、どんどん、どんどん理解して進んで行くので、是非参加してほしいなと思いました。

司会

ありがとうございました。では5番さん、お願いします。

5番

皆さんと同意見なんで、これから裁判員になられる方、もしくは候補者に選ばれた方で、もし仮に、絶対に嫌だ。もうやりたくないっていう方がいるんだったら、辞退した方がいいと思うんですが、どうしようっていう気持ちが少しでもあるんだったら、絶対にやった方がいいって私は思いました。裁判員をやれる機会って、この先あるかって言ったら分からないですし、こんな機会めったにないです。本当に、新しい世界を知るっていうこともそうなんで、チャンスが巡ってきたんであれば、是非やっていただきたいな、やった方がいいですって私は思います。

司会

ありがとうございました。では6番さん、お願いします。

6番

私も周りの人に、こういうことをやりましたって言いましたら、ええ、私にはできないとか、恐れ多くてとかっていう意見がほとんどだったんですけど、私自身、最初、裁判所から文書をいただきましたときにびっくりしまして、私にはできないから、これ、ちょっとと思ってほっといたんです。また、いただきまして、断る理由は何ですかって、私もそれがありましたんで、別にこれといって断る理由もなかったもんですから、じゃあ、やらしていただこうと思って、お世話になったわけなんですけども、これは、私はなるべく、もう絶対無理だっていう方は別ですけども、やられた方がいいと思います。人に対して思いやりも深くなりまして、ゆくゆくは、

世の中のためにも本当に良いことだと思います。

司会

ありがとうございました。では7番さん、お願いします。

7番

びっくりするし、面倒くさいし、難解だと最初は思いますけれども、やれば段々慣れてきますから、臆せずして受けた方がいいと思います。やって良かったと思うと思います。ただサラリーマンとか仕事を持ってる人は、結構日数も時間も要しますんで、なかなか、誰でもすんなりと受けられるようには、環境的には難しいのかなとも思うんで、システムをもうちょっと何とか考えてほしいなって思います。

司会

8番さん、お願いします。

8番

これからなられる方って今不安もいろいろあると思うんですけど,仕事等の調整 がつけば必ず,裁判員の方は辞退しないでやってくれればなと思います。

6 報道機関からの質問

司会

ありがとうございました。それでは、最後、報道機関の方からご質問があればお願いいたします。守秘義務については、ご配慮をお願いいたします。それでは、お願いいたします。

朝日新聞

先ほど、お話の中で、モニターの写真の話が出たかと思うんですけれども、確か 6番の方が鮮明じゃなかったから良かったっていうふうにおっしゃってたと思うん ですが、それは、ご遺体の写真とか、現場の写真っていう意味なんでしょうか。

6番

はい。そうです。

朝日新聞

その点で皆様に伺いたいんですけれども、裁判員裁判が始まってから、そういった被害者が亡くなる事件で、凄惨な現場の写真を提示するかしないかっていうことで、気分を害されて裁判員をお辞めになったというケースも全国ではあるんですけれども、凄惨な写真を見ることが、量刑を決める点で、とても重要だと思われるか、それとも、ぼやけていて、そこまでそこは重要じゃないんじゃないか。そういう、精神的な負担を与えるような写真は見せるべきじゃないと思われるか、その点について、もし、ご意見ある方がいらっしゃれば、伺えればなと思います。

司会

今のご質問は、ご担当された事件で、凄惨な現場とか、そういう凄惨な写真が問題にならなかった場合も含めて、何かコメントがあればということで、そういうご趣旨でよろしいですか。

朝日新聞

はい。

4番

私が担当した事件では、けがをした写真があったんですけども、その写真を見て、被害者の立場になるっていう点では、そういう写真を見た方が、それぞれの気持ちも分かるので、見た方がいいんじゃないかなと思いました。

5番

私も同じで、見た方がいいと考えています。と言うのは、口頭だったり、文章でどういった現場だったかって聞いても分からないんですね。なので、実際、本当にイメージするっていう意味でも、写真はあった方がいいと思います。と思う一方、本当にあまりにひどすぎる場合は、どうなんだっていうのも、正直、私としては疑問なんですね。心理的負担がどうだっていうのも、無きにしも非ずだと考えております。正直、そこの線引きはどうなんだって言われると、私には、今は回答は持ってないんですが、基本的には見た方がいい。写真、情報っていうのは非常に重要なものだと考えています。

6番

先般、そのことで申し上げましたけど、やっぱり私、写真というのは、本当に明示すべきだと思います。被害者、それから、そのご家族にとっては、本当に、全部さらけ出して、審判してもらいたいっていうことが、私、強いと思うんですね。それによって、審判なり何なり、見る、見ないで、途中で心が反対側に変わるかもしれませんけど、私は、審判やらしていただく立場にとって、何て言うか、ある程度それは義務っていうか、本当に超えるべきハードルだと思いますね。本当に気持ち悪くなったり、気が弱くなったり、心がざわついちゃう人もいるかもしれませんけど、とても、本当にすごく重大なことですし、それぐらいの心構えで、なるべくならお写真というか映像というのは必要だと思っております。

7番

私も、そういうのはどんどん見るべきだと思います。量刑は、被害者サイドを中心に考えてもらいたいなと思うんで、どんな凄惨な場面でも、こんなことをしたんだ、こんなことがあったんだってことは、あからさまにしてほしいと思って、それを中心に量刑が決まっていくようになってほしいなと思います。

7 最後に

司会

それでは最後に、検察官、弁護士、裁判官の方に一言ずつコメントをお願いします。

検察官

本日はお忙しい中、貴重なお時間とご意見をいただきまして、ありがとうございました。大変参考になりましたので、今後研鑚させていただきたいと思ってます。 どうもありがとうございました。

弁護士

本日はありがとうございました。また今後,裁判員裁判を担当する際には,本日 のことを思い出して,分かりやすい裁判というものを目指して,学んでいこうと思 っています。ありがとうございました。

裁判官

今日はどうもありがとうございました。今日のお話を聞いて、我々裁判官としてもいろいろ勉強になることで、審理が始まる前に裁判の流れもひととおり、ご説明させていただき、また、その審理の合間にも、今回の争点はどういうことだったかなということも説明をさせていただいたつもりでありますけども、本当に、皆さんとともに争点は何かっていうことを、あるいは審理、ここら辺が重要なんだということを一緒に共有して進めていくことは大事だなっていうことを改めて感じました。今後に生かしていきたいと思います。今日はどうも貴重なご意見、ありがとうございました。

司会

それではこれで、意見交換会を終わらせていただきます。本日は、本当にお忙しい中ご足労いただき、また、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。長時間、本当にありがとうございました。